

社会福祉法人真寿会 役員等報酬及び費用弁償規程

第1条（目的及び意義）

この規程は、社会福祉法人 真寿会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

第2条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ② 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③ 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- ④ 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- ⑤ 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、期末手当その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑥ 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

- 1 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬及び費用（以下「報酬等」という）を支給する。
 - ① 常勤役員については、報酬等を支給する。
 - ② 非常勤役員については、業務に応じた報酬等を支給する。
- 2 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

第4条（常勤役員の報酬等の算定方法）

常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- ① 報酬については、別表1に定める額
- ② 費用については、通勤手当を給与規程に定める算式により算出される額。

第5条（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

非常勤役員及び評議員（以下「非常勤役員等」という）に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- ① 報酬については、別表2に定める額
- ② 非常勤役員等の職務遂行に伴い発生する費用は実費額とする。

第6条（職員給与との併給）

- 1 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員に対する報酬の額は、月次の報酬と職員給与（期末手当を除く）の合算上限額を別表3に定め、その範囲内において支給するものとする。
- 2 前項に関わらず、老人保健施設の施設長である医師が常勤役員を兼務する場合の報酬の額は、月次の報酬と職員給与（期末手当を除く）の合算上限額を別表4に定め、その範囲内において支給するものとする。

第7条（報酬等の支給方法）

- 1 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
 - ① 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程に定める、職員給与の支給日の取り扱いと同じとする。
 - ② 非常勤役員等の報酬等は、会議への出席等の用務を行った月の月末に支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

第8条（常勤役員の報酬等の日割り計算）

- 1 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬等については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬等を支給する。

第9条（端数の処理）

この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- ① 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- ② 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

第10条（公 表）

法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

第11条（改 廃）

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第12条(補 則)

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年3月31日から施行する。

この規程は、平成16年8月26日から施行する。

この規程は、平成19年4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

この規程は、平成30年6月22日から施行する。

この規程は、令和元年6月21日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月18日から施行する。

別表1（常勤役員の報酬額）

役職名	報酬の上限額（1人）
理事長	月額 300,000 円
常務理事	月額 150,000 円
理事	月額 120,000 円

別表2（非常勤役員等の報酬）

① 評議員

用務	報酬の額（1人）
評議員会への出席	日額 20,000 円
評議員会の決議の省略を行った場合	都度 10,000 円
上記の他、法人職務遂行の場合	1日4時間未満 10,000 円
	1日4時間以上 20,000 円

② 理事

用務	報酬の額（1人）
理事会及び評議員会への出席	日額 20,000 円
理事会の決議の省略を行った場合	都度 10,000 円
上記の他、法人職務遂行の場合	1日4時間未満 10,000 円
	1日4時間以上 20,000 円

③ 監事

用務	報酬の額
理事会及び評議員会、監事監査等への出席	日額 20,000 円
上記の他、法人職務遂行の場合	1日4時間未満 10,000 円
	1日4時間以上 20,000 円

別表3（職員兼務役員の合算上限額）

役職名	合算上限額
理事長	800,000 円
常務理事	650,000 円
理事	620,000 円

別表4（老人保健施設の施設長である医師が常勤役員を兼務する場合の合算上限額）

役職名	合算上限額
常勤役員	1,250,000 円